

1. N I S A口座保有者におけるマイナンバー告知

- 来年1月以降、既存のN I S A口座で新たに買付け・買増しを行う場合には、口座保有者がマイナンバーの告知と「非課税適用確認書の交付申請書」の提出を行い、口座の二重開設がないことの確認を国税当局から受ける必要がある。
- 今年9月末までに口座保有者がマイナンバーの告知を行えば、「非課税適用確認書の交付申請書」の提出を不要としている他、来年当初からいつでも買付け等が行えるよう、制度的な手当を行っているところ。
- 各金融機関におかれては、9月末までにマイナンバーの告知を行うことのメリット等が顧客に十分周知されているか、自社のマイナンバーの取得がどの程度進んでいるか、をご確認いただいた上で、マイナンバーの早期取得に向けて一層の取組みをお願いしたい。

（以上）